日本比較生理生化学会若手の会会則

代表幹事: 寺尾勘太(北海道大学) 会計監査: 大橋ひろ乃(首都大学東京) 書記: 志垣俊介(東京工業大学)

改訂:2016/4/26

第1章 総則

第1.1条 名称

本会は, 日本比較生理生化学会若手の会という.

第1.2条 設立年月日

本会の設立年月日は平成13年7月2日とする.

第1.3条 規約施行日

本会則は平成13年7月2日より施行する.

第1.4条 目的

本会は、比較生理生化学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命 現象の理解をはかるとともに、日本比較生理生化学会における若手会員の交 流を目的とする.

第 1.5 条 事業

本会は前条の目的を達成するために,次の事業を行う.

- 学術講演会, 研究会等の開催.
- 夏の合宿の開催.
- その他前条の目的達成のための必要な事業.

第1.6条 事務局

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く.

現事務局: 〒 192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 8 号館 412 室

第2章 構成員

第 2.1 条 種類

本会の会員は日本比較生理生化学会に所属する正会員でなければならない. 年齢は特に制限しない.

第 2.2 条 入会

会員になろうとするものは、毎年開催される夏の合宿の参加申込書に参加 費用を添えて申し込み、本会の承認を受けるものとする.

第 2.3 条 退会

会員が死亡した時, または退会届を出したときに資格を失う.

第3章 役員

第3.1条 役員組織

本会に正会員からなる次の役員を置く.

- 代表幹事1名:代表幹事は本会を代表する.
- 会計監査1名:本会の会計を監査する.
- 書記1名:会議等の議事録をまとめ整理する.

第3.2条 役員任期・選出

役員の任期およびその選出方法は次のように定める.

- 役員の任期は原則2年とし、連続3期を勤めることはできない。
- 幹事会の議を経て代表幹事,会計監査,書記を選出する.

第4章 会議

第 4.1 条 種類

会議は総会および幹事会に分ける.

第4.2条 総会の種類

定期総会と臨時総会に分け、代表幹事が召集する.

- 定期総会は毎年1回夏の合宿の際に開催する.
- 臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、および正会員の $\frac{1}{3}$ 以上から 請求があったときに開催しなければならない.

第4.3条 総会の性格・議決

総会は本会の議決機関である.総会の議決は出席者の過半数をもって決し、 賛否同数の場合は議長の決するところによる.

第4.4条 幹事会

役員幹事をもって構成し、代表幹事を助けて会務を運営する.

第5章 会計

第5.1条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる.

第 5.2 条 収入

本会の経費は合宿参加費, その他の収入をもってあてる.

第 5.3 条 監査

会計監査は毎年その年度の決算を監査し、総会に報告する.

第6章 会則の変更

第 6.1 条

本会則を変更するには、幹事会で出席幹事の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を得た改正案につき総会で審議し、決議を得なければならない.

この規約の記載内容について事実と相違がないことを証明します.